

令和3年度 第1回茅ヶ崎市みどり審議会

議題	(1)茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正について（諮問） (2)「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」令和2年度進捗状況報告について (3)その他
日時	令和3年10月29日（金）午後4時30分～午後5時50分
場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室1（WEB会議）
出席者氏名	(みどり審議会委員) 一ノ瀬会長 小谷委員 荒井委員 岡田委員 萩原委員 高木委員 丹沢委員 (欠席委員) (事務局) 都市部 後藤部長 景観みどり課 田代課長 片山課長補佐 谷島主事 板垣主事
会議資料	資料1 茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正について（諮問） 資料2 「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」における進捗について（令和2年度） 資料3 保存樹林・保存樹木指定状況（令和3年4月1日現在） 資料4 「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」緑地の保全、整備等総括表（令和3年4月1日現在）
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	1人

（会議の概要）

○事務局（田代課長）

委員の皆様、こんにちは。景観みどり課長の田代です。定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回茅ヶ崎市みどり審議会を始めます。本日の審議会は、新型コロナ

ウイルス感染症蔓延防止のため、オンライン形式による開催とさせていただいております。本日の会議につきましては、7名中全ての委員のご出席をいただいております。茅ヶ崎市みどり審議会規則第5条第2項に規定される過半数の出席を充足していることをご報告申し上げます。開会に先立ちまして、4月に人事異動がありましたので、都市部長の後藤よりご挨拶させていただきます。

○事務局（後藤都市部長）

皆さん、改めましてこんにちは。本年4月より都市部長を拝命いたしました後藤でございます。今後ともよろしく願いいたします。

本市におきましては、失われつつある市街地のみどりの保全や、北部丘陵などにある豊かな自然環境の保全が喫緊の課題となっております。

また、いかに多くの市民の皆様と協働して取り組んでいけるか、財源をどのようにして確保していくか等についても重要課題であると認識しております。

平成31年に策定しました「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」に位置づけた施策を推進しているところでございますが、これらの課題を解決するためには何を強化する必要があるのか、どのような優先順位を進めていく必要があるのか等について、委員の皆様の知識、ご経験をもとに議論させていただければと思っております。

さまざまな視点で委員の皆様から活発なご意見を賜りますことをお願いして私の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○事務局（田代課長）

次に、今回はWEB会議となりますので、通信状況の確認をさせていただきます。こちらの映像及び音声がかちんと受信できているかを含め、お名前をお呼びしますので、応答いただけますようお願いいたします。

（一ノ瀬会長より順次通信状況の確認）

○事務局（田代課長）

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、事務局の出席職員を紹介します。

（事務局の紹介）

本日は、傍聴の申し入れがあります。ご承知おき願います。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいた資料は、右肩に枠で囲み、資料番号を表記しています。1点目がA4版で【資料1】茅ヶ崎市緑の

まちづくり基金条例の一部改正について（諮問）諮問書1枚と別紙5ページ、2点目がA4版で【資料2】「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」における進捗について（令和2年度）20ページ分、3点目がA4版で【資料3】保存樹林・保存樹木指定状況（令和3年4月1日時点）1枚、4点目がA3版で【資料4】「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」緑地の保全、整備等総括表（令和3年4月1日時点）1枚を配布させていただきました。確認をお願いいたします。それではこの後の議事進行を一ノ瀬会長にお願いします。会長、よろしくお願いいたします。

○一ノ瀬会長

はい、かしこまりました。それでは審議に入ります。それでは、議題1の「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正について」ですが、市長から諮問が出ていますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局（田代課長）

では、「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正について」、みどり審議会からの意見をいただくため諮問をさせていただきます。本日は、WEB会議ですので、諮問書の写しを【資料1】として、事前に送付させていただいております。そちらを御覧いただきながら、都市部長の後藤より、代読ではございますが、諮問させていただきます。

○事務局（後藤都市部長）

それでは、私のほうから代読させていただきます。茅ヶ崎市緑のまちづくり基金（以下、「緑基金」という。）については、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」において緑基金の充実策を検討すると位置付けているところですが、森林環境譲与税の設立や「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」の策定など、みどり行政を取り巻く情勢の変化により、緑基金を有効に活用することについて、見直しをする契機となっています。

そこで、緑基金の根拠となっている茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例（昭和63年条例第2号）の一部を改正することについて、別紙の改正方針等をお示ししますので、貴審議会の御意見をいただきたく、ここに諮問します。茅ヶ崎市みどり審議会会長 一ノ瀬友博様。茅ヶ崎市長 佐藤 光。代読。以上、よろしくお願いいたします。

○一ノ瀬会長

ありがとうございました。それでは、引き続き事務局から、緑のまちづくり基金条例の一部改正に関して、諮問の内容の説明をお願いします。

○事務局

議題1「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正について」説明いたします。事前にお配りしている「資料1」の諮問書をご覧いただきながら、お聞きください。説明をさせていただく間は、「緑のまちづくり基金」を単に「緑基金」と略して呼称いたします。では、諮問書の内容について説明いたします。画面にも資料を写します。

諮問書の別紙は、緑のまちづくり基金条例の改正方針等について記載しており、項番1から4までに大きく分かれています。緑基金は、開発行為等により緑地が減少しつつあるなかで、市が緑地を残すために取得する際に、原資としてあてるために、昭和63年3月に設立したところですが、前回の会議で申し上げたとおり、市の財政状況の悪化や森林環境譲与税基金を設立したことにより、2つの基金の用途の明確化を図る必要が生じたことなど、みどり行政を取り巻く状況が変化しつつも、今後、みどりに関する施策を着実に進めていくために、緑基金を有効に活用していきたいという主旨から、条例を改正するものです。

項番1の改正方針をご覧ください。表の左の列は現行の条例を記載し、右の列は改正の方針を記載しています。今回の改正は、条例の題名、第1条（目的及び設置）及び第5条（処分）の条文を改正する方針です。

題名については、漢字表記の「緑」をひらがなの「みどり」に改める方針です。

第1条の改正方針は、第5条の改正に伴って、用途を拡大するようであれば、その用途が包含されるような目的にする必要があると考えています。

第5条の改正方針は、現行条例の第1号及び第2号に規定されているとおり、良好な自然環境を形成している緑地の取得費及びその維持管理費に充てることができることとされているところを、号を追加することで、用途を広げる方針です。

また、第1号にある「良好な自然環境を形成している緑地」がどういった緑地を指すのか、解釈に幅がありますので、これを再考するという課題があります。

緑地の考え方については、条文に盛り込むことができるのか、逐条解説のようなものに表していくのか検討の余地があります。

第2号についても、緑地の維持管理費に充てるということについても、どの程度の維持管理に充てることを想定しているのか、市が取得した緑地の維持管理費に限定するのかどうか、再考する必要があると考えています。

項番2は、他市町村の都市緑化基金の状況について記載しています。これは、国土交通省が平成28年に行った調査結果をもとに、事務局が基金を設置している262団体の条文を比較して、まとめたものです。

本市の緑基金と同様に、緑化や緑地の保全等のための基金を都市緑化基金と捉えて調査していますが、表1は、全国の都市緑化基金の用途をまとめたものです。

6つの分野に区分されるように、都市緑化基金の用途は、表の上段から、樹木や樹林地の保全に対する助成に127団体、屋上や壁面の緑化などの私有地の緑化に対する助成に83団体、地域の自治会などの団体が行う緑化活動に対する資材配布が79団体、イベントや人材育成のための講習会や緑化に関するガイドブックの配布など普及啓発が93団体、市民グループなどが行う緑化活動等に対する助成が72団体、緑地の買入りに充当が

55団体ありました。

本市の緑基金は、緑地買入の55団体に該当していることになります。

3ページ目の(2)では、基金の条文の構成を比較しています。各市町村がそれぞれ条例を制定しており、その条文の構成は様々ですが、大きく分類すると、アの目的規定型、イの各号列記型、ウの規則委任型の3つに分類できます。本市はイの各号列記型に分類されます。

4ページ目の表2は、3つの条文構成を比較したものです。特徴と使途の自由度の分析は事務局が行ったもので、使途の自由度について、高、中、低と付けていますが、どれが良いとか、良くないといった価値判断はしておりません。特徴として、そういうことがあるという意味で分析をしました。

今般の条例改正の審議の過程において、条文の構成から変えてしまうということもあり得るだろうという観点から、比較検討のためにお示しをさせていただきました。

項番3の基金の使途についてですが、前回の会議でもお伝えさせていただいたように、事務局としては、緑基金を「茅ヶ崎市自然環境評価調査」に充てることができるようにならないかという提案をさせていただいております。また、表現の仕方によると思いますが、この評価調査そのものに限定して使途を拡充していくのか、みどり行政を推進する上で、必要な調査・研究に充てるかどうかも含め、議論が必要であると考えています。

項番4は改正スケジュールの案となっております。令和4年度末までに条例を改正することで、令和5年度から開始される茅ヶ崎市総合計画前期実施計画のなかに、自然環境評価調査をはじめとした、緑基金を活用した施策を盛り込んでいこうと考えております。

みどり審議会においては、今後、2回から3回の審議をしていただき、令和4年12月頃までには答申を出していただきたいと考えています。また、緑基金は市内外の皆様からの寄附金を積み立てていることから、条例の改正までの間に、パブリックコメントやアンケートなどの市民参加の手続きを行い、いただいた意見については、審議会に報告し、審議の際の一助としていただきたいと考えています。

説明は以上となります。御審議の程よろしくお願ひいたします。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。そうしましたら、今日は主には質問とコメントをいただければいいということですか。

○事務局

そうですね。よろしくお願ひします。

○一ノ瀬会長

それでは、皆さん、質問、コメントございましたらお願ひします。

岡田委員、お願ひします。

○岡田委員

岡田です。お願いします。

現状の茅ヶ崎市自然環境評価調査が、このままいくと、その調査ができなくなってしまうような状況、または現時点で既にそうなのか、それとも、将来、そういうことに陥る可能性があるというような、その辺の状況を教えていただけたらと思います。お願いします。

○一ノ瀬会長

事務局からお願いいたします。

○事務局

調査ができなくなると決まったわけではございません。市の財政状況が悪化しつつあるという中で、もし予算確保が難しくなる可能性があるときに、いざというときに使えるために、この基金を調査に使うことができるという規定を盛り込んでおきたいという趣旨でございます。以上です。

○一ノ瀬会長

よろしいですか。

○岡田委員

ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

ほかにいかがでしょうか。小谷委員、お願いします。

○小谷委員

前回の委員会でも少し申し上げましたが、この基金が今後、増える見込みがあるものなのか、維持できるのか、逆に縮小していく方向なのかという見通しを見据えた上で方向性は決めたほうがいいのかと思います。ある程度維持というか、これ以上増えないだろうという見通しが立つのであれば、戦略的に用途を決めていったほうがいいのかと思います。一方で、森林環境譲与税との使い分けもできればベターなのではないかと。こうしたことが用途を検討していく前提になるのかなと思いました。

取りあえず以上です。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。では、事務局からいかがですか。

○事務局

緑基金につきましては、現状の残高が3億9,000万円ほどとなっております。例年、市民の皆様からの寄附を積み立てることはできているものの、それがおよそ年額100万円前後といったような状況でございます。市の財政状況がよかった頃は、年度ごとにおよそ1,000万円から2,000万円程度の積立てがございましたけれども、ここ5、6年は積立てができていない状況です。市の財政状況が厳しいという状況の中で、恐らく

一般財源からの積立てというのがなかなか難しくなってくるということは想定しております。とはいいいながら、寄附を頂きながら、年間100万円もの積立てができていく状況の中で、今後どのように使っていくかというのは確かに課題ではございます。御指摘のありました緑地の整備につきましては、森林環境譲与税基金が茅ヶ崎市にもあります。これは国からの森林環境譲与税を積み立てるものでございますので、こちらは主に北部の丘陵地域の市が管理している樹林の整備ですとか、例えば特別緑地保全地区の購入、そういったものに充てていくことができるのかなと考えております。今までは緑基金を北部のほうにも使っておりましたけれども、今後は市街地のほうの緑地の保全、公有地のための原資に充てるようなことは想定されます。

ただし、市街地の緑地につきましては、地価が非常に高くなっておりますので、今の基金ですと、数百㎡しか買えないようなものになってございますので、そういったものも兼ねながら、必ずしも潤沢な基金ではないという中で、みどり行政を推進していくためにどのように使っていくかというのは、やはり大きな課題ではあると考えております。以上でございます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

そうしましたら、ほかには質問、コメント等いかがですか。丹沢委員、お願いします。

○丹沢委員

確認と要望みたいな意見なんですけれども、今回の諮問の中身というのは、改定方針について意見を述べてくださいと。それで、第1条と第5条を改定しますという方針ですね。

それで、前回の審議会でも、いろいろ検討する事項はあるんでしょうけれども、基本的に改定するのはいいのではないかと、改定すること自身は問題ないのではないかと、むしろ改定したほうがいいというのが前回の審議会のときの結論的な話だったと理解しています。それが3月に行われたわけなんですけれども、このスケジュールを見ますと、次回の審議会が3月頃予定したいというふうに書いてあります。それまでに事務局として改正案が提示されると。この枠には改正案の検討というふうになっておりますが、改正案が提示されると考えてよろしいですか。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。そうしたら、事務局からスケジュール感も併せて御説明いただければと思います。

○事務局

今後の改正の進め方につきましては、今日は諮問という形で出ささせていただきます。まず、市民からの意見を聴取したいと思っております。そういったものを踏まえまして、一方で、事務局では、例えば、緑地の定義をどうしていくですとか、用途を拡大するとき

の文言をどうしていくのかという改正の案についても検討を進めまして、次の令和4年3月に開催する予定のみどり審議会では、市民の方からの意見を集めたものを、皆様にお示しした中で、改正について検討を深めていくといったようなスケジュールでやっていきたいと思っています。以上です。

○一ノ瀬会長

丹沢委員、よろしいですか。

○丹沢委員

どうもありがとうございます。いずれにしても、この審議会の中で、改正案というかたたき台がないと議論が深まらないと思います。前回の委員会でも、それなりにいろいろ意見が出た。今日もこういった点もちゃんとデータの的にも用意したほうがいいのではないかと御意見がございましたし、やっぱりそういったところの周辺のデータも含めて、我々、今年度、検討できる状況を準備していただきたいという要望です。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。萩原委員、お願いします。

○萩原委員

ちょっと不勉強で、もしかしたらずれていたら申し訳ないんですけども、御説明ありました2ページ目、第5条の(1)の良好な自然環境というのは何をもって良好と判断するのが課題とおっしゃっていたと思うんですけども、自然環境調査というのをやられていて、それに基づいて評価するのでは足りないということでしょうか。そのあたりがよく分かっていなくて申し訳ないんですけども、質問とさせていただきます。お願いします。

○一ノ瀬会長

事務局からいかがでしょうか。

○事務局

確かに、今まで良好な自然環境を形成している緑地がどういったものを表すのかということで、この考え方について議論してきまして、今まで緑基金のガイドラインの策定というものを検討している中で、良好な自然環境とはどういったものかということを検討してきました。その中で、市街地にある緑地よりも北部のほうの緑地、例えば特別緑地保全地区に指定したところですか、自然環境評価調査によって、生きものの種類が多い、または植物、希少な植物がある場所ですか、そういったほうを良好な自然環境というふうに考えてきていたところなんですけれども、ただ、そういったことだけでやっていくと、市街地の中でも調査をすると、指標種とか、その評価調査の中で重要とされる植物、植生があったりする場所もございます。そういったのも考慮しなければいけないという中で、今までは森林環境譲与税もなかったものですから、なるべく少ないお金で広い土地を買えるようなことということで、北部のほうを念頭に置いていたというのが実態としてござい

ます。今、森林環境譲与税が北部のほうにも使えるようになるということなので、そういった意味で転換を図っていかなければいけないかなということで、今回、もう一度、再考する必要があるということで検討の課題にはなっております。以上でございます。

○萩原委員

ありがとうございました。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。小谷委員、お願いします。

○小谷委員

今の議論というかお話を聞いていますと、単純にはいかないかもしれないですが、どちらが緑基金と森林環境譲与税を使うエリアを分けてもいいのかなど。例えば市街化調整区域は森林環境譲与税、市街化区域は緑基金を使うなど、そういった考え方も一つあるのかなと思いました。ちょっとジャストアイデア的で申し訳ないですけども。

○一ノ瀬会長

事務局からいかがでしょうか。

○事務局

確かに、都市計画図で見ると、市街化区域と市街化調整区域が明確に分かれてございますので、例えば森林環境譲与税を市街化調整区域で、緑基金を市街化区域というふうに、今回、条例でしっかりと線引きをするという方法もひとつあるのかなとは思いますが。ただ、先ほどの良好な自然環境を形成している緑地ということの考え方を、そもそも、これから例えば公園として整備するとか、都市緑地として整備する予定地まで含めるのかとか、現況が樹林だから、そこを買うのかとか、そういった議論が出てくるのかなというふうに考えております。確かにおっしゃるとおりで、具体的にエリアを分けるという考え方も必要なのかなと思っております。以上です。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、今回は、もともと市はこれまでもされているんですけども、少し方向性について示していただいた上で、委員の皆さんから御意見を伺ったということになるかと思います。これから令和4年12月までに答申ということになるわけですけども、いずれにしても、今、幾つか御意見をいただいて、かつ、事務局からも説明があったように、背景となるようなものが幾つかあるのと、市の財政状況ということもありますし、そういうものを少し複雑なんですけれども、これから整理した上で事務局から原案を出していただいて、議論をしていくということになってきますので、ぜひこの件は引き続きよろしく願いできればと思います。

そうしましたら、議題2、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」令

和2年度進捗状況の報告について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局

議題2「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」令和2年度進捗状況報告について説明いたします。事前にお配りしている「資料2」をご覧くださいながら、お聞きください。

説明をさせていただく前に、資料の訂正が2箇所あります。1ページ目の上段の3段落目「また、令和元年度第1回みどり審議会において、」とありますが、正しくは、「令和2年度第1回みどり審議会」です。同じく1ページ目の下段の3段落目の「浜竹2丁目」とありますが、正しくは「浜竹四丁目」です。申し訳ありませんが訂正をお願いします。

説明をさせていただく間は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」を「みどりの基本計画」と略して呼称いたします。この資料は、本市のみどりの基本計画の令和2年度の進捗状況を報告するために作成したものです。1ページ目の文頭に記載をしておりますとおり、みどりの基本計画の進行管理について、重点的に進める施策は毎年度、その他の施策は概ね3年毎に、その進捗状況をみどり審議会へ報告することとなっております。この報告の様式ですが、みどりの基本計画の冊子の「第4章 施策の方針」に記載されているそれぞれの項目に対し、各担当課が実施した取り組みを、年度毎に記載するようにしています。

また、令和2年度第1回みどり審議会において、各課が実施した個別の取り組み事例だけでは、問題点の共有ができないといった旨の御意見をいただきましたので、みどりの基本計画で掲げている3つの基本方針ごとに事務局としての総括を記載しました。各担当課の取り組みについては、お読みいただくとして、事務局からは、基本方針ごとの総括を説明します。

それでは、基本方針（1）人々が身近にふれあうみどりの充実に関する取り組み状況について説明します。基本方針（1）は公園や市街地に残された樹林などの民有地、街路樹などのみどりを保全、再生、創出をすることで、みどりとのふれあいの機会を提供するための取り組みとなります。画面共有しているスライド1のみどりの配置図をご覧くださいと、市域の白い部分が市街化区域でして、その面積は、2,221ヘクタールあります。そのうち、公園、保存樹林、生産緑地地区などの市が把握できる緑地の面積は、令和3年4月1日時点において、186.22ヘクタールで、市街化区域の8.38%となっております。みどりの基本計画策定時の面積は、191.38ヘクタールであったので、3年間で5.16ヘクタール減少しています。主に保存樹林や生産緑地地区が相続の発生による解除されたことによって、緑地が減少しています。

緑地の面積の詳細につきましては、資料4をご覧ください。これは、平成31年から令和3年までのそれぞれ4月1日時点における市域全体の緑地面積をまとめたものです。表

の下のあたりですが、「生産緑地地区」と「保存樹林など」の面積が減少しています。そのような中、市南東部に新たに都市公園を整備しました。面積は、約500平方メートルで、この地域は、住民が身近に利用できる公園が無い地域でしたので、ここに公園を整備することで、公園がないエリアがわずかですが解消できたと認識しています。また、中心市街地のみどりとしては、スライド2のとおり、市役所の旧本庁舎跡地広場内の植栽工事が完了し、芝生を中心とした広場として整備しました。月のうち1週間程度の期間、市内飲食店によりキッチンカーが出店し、市民の憩いの場として機能するとともに、秋の夕暮れ時にはエンマコオロギの鳴き声が聞こえるようになり、生きものの生育環境となっています。市役所に隣接する中央公園とともに、この場所は、生きものの移動経路として重要な場所として機能するとともに、レクリエーション機能を果たしています。北部地域においては、レクリエーションの拠点となっている市民の森のツリーハウスが経年劣化により、使用不能となっていたものを建て替えることにより、市民の森がますます楽しめるレクリエーションの場として機能することを期待しています。

また、生産緑地地区については、平成27年に農林水産省の都市農業振興基本計画が改正され、市街化区域内の農地は「都市にあるべきもの」として位置付けられたことに伴い、指定から30年が経過しようとする生産緑地について、指定期間を10年間延長するための特定生産緑地の指定手続きを進めており、都市農地の保全が一定程度図られたものと認識しています。

保存樹林と保存樹木の指定状況は資料3のとおりとなります。令和2年度から令和3年度にかけての保存樹林の解除はありませんでしたが、令和元年度に、市南部の中海岸三丁目にあった最大規模となる保存樹林、約5,000平方メートルが解除となり、現在、共同住宅の建設が進められています。また、北部に近い香川公民館の南側にあった保存樹林、約700平方メートルも解除となり、住宅地となってしまいました。市域内全体の保存樹林、保存樹木と生産緑地地区の分布は画面のスライド3に映しているとおりのです。スライド4の市北部については、市街化調整区域がほとんどになりますので、黄緑色の生産緑地地区と濃い緑色の保存樹林はありません。画面では白くなっている部分は樹林地や田畑、ゴルフ場などの緑地となっています。赤い丸は保存樹木があるところです。スライド5の市南東部については、画面中央付近を東西方向に横切っているのがJR東海道線で、その北側に生産緑地地区が多くあります。線路の南側は、住宅が密集していますが、保存樹林が点在しており、かつての屋敷林や別荘の名残がある状況です。

スライド6の市南西部は、南東部に比べて生産緑地地区がある状態となっています。

また、みどりの基本計画の緑地面積には計上しておりませんが、一定規模の集合住宅や店舗などの開発行為に対しては、建築予定面積のうち原則として15%の植栽地を設けるよう指導しており、画面のスライド7に映っているような植栽地を設けるよう指導をして

おります。令和2年度は、29件、延べ約3,500平方メートルの植栽地の設置を誘導しました。

次に基本方針（2）について報告いたします。資料2の9ページ目をご覧ください。基本方針（2）は、生きものが生息・生育するみどりの確保を目指して、自然環境評価調査によって、特に重要度が高い自然環境が残されている地域を7箇所選定し、これらの土地を市民団体の皆さまの協力をいただきながら保全するとともに、市内で大規模土地利用行為が行われる場合に調査を行い、必要に応じて植物の移植を行ってきました。

これらの活動は、生物多様性の維持につながるものという認識のもと、行われていますが、特に令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、人がなかなか集まることができず、市が呼びかけをした保全活動はあまりできませんでした。

スライド8のように画面に映していますのが、市内の重要な自然環境が残されている地域です。写真の2枚は、特別緑地保全地区に指定している清水谷と赤羽根字十三区周辺です。清水谷につきましては、市民団体「清水谷を愛する会」が市と協定を結んでおり、ほぼ毎週、週1回の頻度で保全活動を行っていただきました。赤羽根字十三区周辺につきましては、例年5回から6回、市が有志の市民に呼びかけをして保全活動を実施していますが、令和2年度は3回しか実施できませんでした。また、市北西部の行谷の一部を、次の特別緑地保全地区に指定する予定ではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に重きをおいた市の運営方針に基づき、指定に関わる事務を休止している状況となっています。

次に基本方針（3）について報告いたします。資料2の13ページ目をご覧ください。基本方針（3）は、市民にみどりへの関心を高めてもらい、まち全体の雰囲気のみどりを守るという機運を醸成するための取り組みとなります。この部分の取り組みも、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、イベントや学習会が動画配信に振り替えて行うなど、通常どおり行うことができませんでした。しかしながら、思わぬ効果として、例えば、スライド9の環境政策課が実施した「バーチャル里山はっけん隊！」の動画配信は時間を問わず見ることができることから、集合形式で行う参加者数よりも、再生回数が上回ったということがありました。また、中学校が行う自然学習の授業には、市の職員を派遣し、講師となったり、市民団体が、中学校からの依頼に応じて、フィールド観察の講師となったり、協働しながら環境学習を行うことができました。

説明は以上となります。委員の皆様におかれましては、この総括を踏まえた上で、今後のみどりの基本計画の進捗について、ご意見をいただきたいと思います。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。そうしましたら、ただいまの報告について質問あるいはコメントがございましたら、よろしく願います。いかがでしょうか。

ちなみに、先ほど資料3と4も議題2でというお話だったかと思うんですけども、

特にはよろしいですか。

○事務局

資料3と4につきましては、資料2の事業の説明の中で、面積の状況ですとか、保存樹林の状況ですとかの資料ということでございますので、こちらで使うということです。

○一ノ瀬会長

適宜見ていただければいいということですね。分かりました。

そうしましたら、丹沢委員。

○丹沢委員

昨年度、今年度と活動がなかなかできなかったという報告になっていて、やむを得ない状況かなと思います。そういう中で、1点、自然環境評価調査の調査員の養成を毎年やっていたらと思うんですけども、それも今年はできなかったということなんです。ちょっと質問は、次回はいつを予定しているのかということと調査員の確保の見通しをお聞かせいただければありがたいと思います。自然環境評価調査というのは、いろいろな意味で評価が高いのではないかと思いますし、今日の議題1との関連もございまして、ぜひ継続してほしいなという立場から、調査員の確保の見通しと、特定しづらいかもかもしれませんけれども、次回はいつ頃かということをお聞かせいただければと思います。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。そうしましたら、事務局からお願いします。

○事務局

まさに自然環境評価調査なんですけれども、昨年度は調査員を養成する講座すら実施できなかった状況でございます。ただ、調査員の養成講座につきましては、今年度は年度末あたりに開催を予定しております。例年、延べ参加人数でいうと、3回講座を実施して、70名から80名、実人数でいえば20名から30名の参加がございまして、そういった養成講座を継続することによって、本番の調査の調査員さんの確保、協力していただける方の募集に努めたいと考えております。自然環境評価調査の実施の時期でございますけれども、これがまさに先ほど議題1の条例の改正に合わせまして、もし予算が、これから基金と関係なく予算の確保には私ども努力はするんですけども、それがかなわなかった場合、いざというときに基金を使うことによって、実施のめどとしましては、令和5年度の実施計画が開始されることをスタートとしまして、複数年かけて実施していきたいと考えてございます。以上です。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。丹沢委員、よろしいですか。

○丹沢委員

どうもありがとうございました。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。そうしたら、荒井委員からお願いします。

○荒井委員

2点お聞きしたいことがあるんですが、まず、基本方針（1）のところで、緑地の確保量としては、保存樹林が減っているということで、減少が見られるということのを伺って、生産緑地や保存樹林は相続等があったので、そもそも理解はするんですけども、今後、保存樹林は減っていったら困ると思うので、今年度、どのような対策を戦略的に練っているのかということと、あと、生物多様性戦略を考えると、ここは絶対残ってほしいとか、ここは増やしたほうが良いということもデータにのっとなっていると思うので、その部分に対してどのような動きがあるのかということをお聞きしたいと思います。

続けて、もう1点、先ほどの丹沢委員の御質問にもちょっと似ているんですけども、基本方針（2）のところで、自然環境評価調査というのは、かなり強化できるところで、今までも一生懸命やられているところで、その流れの中で、なかなか養成講座ができなかった。多分、続けて養成講座を行うことが継続されていく人に対しても利益となっているのか、先に続けることだと思うんですけども、気持ちを持続していただかないと、どんどん間が空いてしまうと、もう参加しませんみたいな感じになってしまう。どうしても間が空いてしまうと気持ちが下がってきた部分もあるので、その部分に対して、意欲を続けていただくために対処して何かやられていることとか考えられていることがあるのかということで、2点、お願いします。

○一ノ瀬会長

事務局、お願いします。

○事務局

まず、1点目、保存樹林の解除につきましては、こちらは民有地でございますので、なかなか強制的に開発を止めるですとか、市が根拠もなく押さえるというのはなかなか難しい状況になってございます。一つとしましては、相続が発生するということもあるんですけども、所有者の方には保存樹林ではなくて市民緑地として、市民緑地制度は緑地を一般に開放することによって税金を免除するというような制度になるんですけども、そういった取組をお願いしまして、市民の方が利用できる緑地にしてもらえないかというようなお願いはしているところでございますけれども、大体の方が屋敷林ということで住宅地の一部が樹林になってございますので、そういった敷地の中に一般の方はなかなか入れづらいというのがあって、なかなか実を結んでいないような状況です。ただ、例えば保存樹林の中でも、今後なくなってしまうような場所につきましては、例えば公有地化するですとか、そういったのも必要ではあると思っておりますけれども、どこを買うかですとか、

そういったのは、例えば市では公園が全く足りていない地域がございますので、そういった地域を優先的に取得していくとか、そういった公園の部局がございますので、そういったところと協議しながら対応していきたいと考えてございます。

もう一つは、評価調査がなかなかできなかった、令和2年度は全くできない状況でございまして、その間に何をしていたかということに対しましては、景観みどり課のほうでフェイスブックのアカウントを持っておりまして、そこで市内の生きものですとかを発信するようにして、興味関心を持ってもらえているような取組を行っております。調査につきましては、確かに講座をなかなか開けないということだと集まれないので、ただ、その中でも、先ほど基本方針（2）の説明のなかで、赤羽根十三区の保全活動などを市がやっていると申し上げましたが、そういった保全活動をしていただく方、調査員に協力していただいたりしているもので、つながりは持っているのかなと認識してございます。以上です。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。荒井委員、よろしいですか。

○荒井委員

活動はいろいろ考えられているということで、市民緑地に関しては、もちろんハードルを少し下げて、市民緑地を使っていくというのは一つの方策だとは思いますが、なるべくそのあたりを理解してもらおうことと、土地を持っている方だけではなくて、市民の方にもなるべく理解を深めていって、繋げていくという人脈をつくっていくしかないと思うので、そういうのはなかなか分かりづらいところもあるので、そのあたりを伝え続けることが必要かなと思いました。

あと、先ほどのフェイスブックとかでなるべく繋がっていけるようにするというのは、市民の活動に対しては、一つの取組としてはいいのかなと思いましたがけれども、どうしても一方通行になると、学校でもそうですけれども、一方通行になると学生のモチベーションが下がっていくというのと同じなので、Zoomでも何でもなるべく少人数でも繋がれるような機会を持たれていくと、これからコロナがどういうふう収束していくかがまだ見えないところがあるので、なるべく双方向でやりとりできるようなやり方というのを小さい規模でも模索していけるといいかなというふうに思いました。

以上です。ありがとうございました。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。そうしましたら、岡田委員、お願いします。

○岡田委員

質問ですけれども、2点ありまして、基本方針（1）で説明していただいた旧本庁舎跡地の芝生の広場ですが、生きものの移動経路として重要な地域だということで、千ノ川を經由した移動経路という認識で正しいのか、そして、生態系ネットワークでのもっと広域

レベルの点検はされているのかいないのか知りたいというのが1つ目の質問です。

もう一つは、基本方針（2）ですけれども、絶滅危惧種の対策で、移植をされています。移植先として、北部の公有地、あと南部の公有地という表現があるのですが、これは北部というのは日陰の場所で、南部というのは日当たりのいい場所と考えていいのかどうか、移植の植物種を見て思ったのですが、教えていただけたらと思います。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。事務局からお願いします。

○事務局

市役所周辺を生物の移動経路として重要な地域と捉えていますのが、まさに千ノ川が市役所の近くを流れておりますので、その川の経路の中での市役所に近接している中央公園がかなり大きな緑地ですので、そういったものを広げていくという意味で、そこは生きものの生育・生息場所として有効であろうということ考えておきまして、まさに市役所の跡地についても、芝生を張り草地を、のり面には低木をすることによって、緑地の幅が広がるという意味で、生きものの生育・生息場所として機能しているというような状況です。明らかに本庁舎があった頃に比べますと、本当に虫の声が聞こえるようになったというのは私も実感として持っております、今日も確認したんですけれども、クマゼミの産卵の跡が見られるようになりまして、セミの生息場所としても機能しているのかなと考えております。

2つ目の希少植物などの移植に関しましては、なるべく移植先については民有地から植物を地権者の許可をいただいて移動するようなことをやっているのですけれども、例えば草地の植物であれば、特別緑地保全地区、例えば赤羽根字十三区の中での草地ですとか、樹林性のものであれば樹林地内ですとか、そういった生育環境が似通ったような場所に移植をさせていただきます。南部のほうの公有地というふうに報告させていただいているところにつきましては、実は学校の池でして、例えばカエルの卵を移したりですとか、そういった活動を令和2年度は行いました。以上でございます。

○岡田委員

モニタリングとかは今後もされていく予定でしょうか。

○事務局

市が管理している土地ですので、特に北部のほうは特別緑地保全地区ということで、市が頻繁に行くこともあるので、そこでモニタリングは行っていきます。南側の学校についても、定期的にといいわけではないですけれども、基本的に移した後は学校にお任せしたという部分もあるんですけれども、なるべく生育について助言を求められれば、その都度していくというような状況でっております。以上でございます。

○岡田委員

ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。萩原委員、お願いします。

○萩原委員

荒井委員とかがもう質問をしてくださったんですけれども、例の自然環境調査員の人材育成の部分のところで、なかなかコロナ禍とかでできてこなかったというお話と、あとフェイスブック等で広報していたとおっしゃっていたと思うんですけれども、荒井委員が言ったように一方通行になってしまいがちだとは思っています。そうしたときに、いざコロナが落ち着いて、人材育成、またそういう調査員の養成講座を行うとなったときに、このコロナ禍の期間でも市民の関心を引きつけるような、先ほどYouTubeか何かで観察会みたいなのをやったらよかったとおっしゃっていたので、そういったような形で、今までの調査員がやってきたこととかも紹介できるようなYouTubeなり、ウェブを使ったセミナーとかがあれば、心は途切れないで、やる気がスタートになったときに、より人が入ってきてくれるような取組というのがされてもいいのかなど、これはちょっとアイデアというかあれなんですけれども、日々、なかなか忙しいとは思っていますけれども、そのあたりも考えられてもいいのかなんていうふうに思いながらお聞きしておりました。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。事務局、いかがですか。

○事務局

貴重な御意見ありがとうございます。例えば公民館ですと、今、Zoomで講座をやったりしておりますので、そういった手法を参考にしながら何かできることがないかというのは今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。小谷委員、お願いします。

○小谷委員

コロナ対応という部分はもう皆さんおっしゃられていたので、そこはやっぱり私も気になってはいました。全体を通して、多分、このコロナの状況というのはまだしばらく続くでしょうし、逆にコロナがうまく収束していったとしても、もう変わってしまったライフスタイルみたいなものが一気に戻るかということ、戻らないような気もします。やっぱりオンラインとの併用みたいな活動というのは、各施策の中でできる範囲で進めていただければなというところが1点目です。

それとちょっと質問が2点ありまして、1点目は基本方針(1)のところの、僕は勉強不足というか情報不足なのかもしれないんですけれども、重点施策①の公園整備の推進の中でPark-PFIというキーワードが出てきますけれども、このPark-PFIを使

っていこうという計画とかというのは、今、見通しとかはあるんですかというのがまず1点目です。

それと2点目は、これは御担当課でないので、後日でもいいんですけれども、ちょっと個人的な興味というか、特定生産緑地に71件指定されたということなんですけれども、これは指定率というか移行率というんですが、ちょっと母数の設定が難しいかもしれないんですけれども、どれぐらいの割合で特定生産緑地に移行しているのかというのがもしお分かりでしたら、今度でもいいんですけれども、教えていただければなど。以上2点です。よろしくをお願いします。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○事務局

まず、1点目のPark-PFIの件なんですけれども、Park-PFIにつきましては、公園緑地課の事業です。現在の予定というのは、把握できておりません。今のところ、大規模な公園の整備というものはないので、なかなか難しいのかなと。今後、公園緑地課のほうで検討されていくものと思っております。

2点目の生産緑地につきましては、全体でおおよそ380件程度ございまして、ただ現在、指定期間が切れるまでまだ間がある生産緑地地区もございまして、今まさにアンケートの意向調査を行っているところでございます。ただ、感触としては、今のところ、60%から70%くらいの方は明らかに継続するというような意向がありまして、まだ迷っているという方もいらっしゃいますので、全体的にどれほど特定生産緑地に移行していくのかというのは分からない状況でございます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、私からも質問なんですけれども、緑地がどうしても減少しているという状況があるということだったんですが、このコロナ禍もあって、東京都からの人口移動が一番多いのが藤沢市という報道を見たんですけれども、たしかその報道の中で、茅ヶ崎市も結構上位にあったような気がするのですが、多分、そういうことによる開発圧があるのかなと思うんですが、そのあたり、どんな状況で、かつ人口が増えていらっしゃるかどうか、昨日、藤沢市長に会ったら人口が増えていると喜んでいましたけれども、それはそれでちょっと大変だなと思ったところなんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局

今、市の直近の人口はおおよそ24万3,500人ということで出ておりまして、当初想定しておりました人口ピーク期を過ぎている中でも、実は人口は増え続けているような状況でございます。それに伴いまして、都市部で開発審査業務を他課でやっておりますけ

れども、確かに開発圧というものは非常に強くなってございまして、そういった話と連動しまして、保存樹林ですとか、そういったまとまった緑地というのが失われている部分がございます。そういったのは、やはり人口が増える一方で、そういった空地がだんだんなくなっていくというのは、みどりの担当としては、いかんともし難いなという印象を持っております。以上でございます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。そういう意味では、開発はほとんど規模が小さいものなんですか。例えば再開発等で少し大きめのマンションが建つというような話は出てきていますか。

○事務局

再開発というような大きな事業ではなくて、やはり個人所有の方が土地を処分、売却して開発ということですので、小さい規模の共同住宅が建っていくような状況でございます。以上でございます。

○一ノ瀬会長

分かりました。これまでも議論させていただいてきているところでもあるんですけども、ある程度まとまった規模になれば、それはそれで提供公園が出てくるとか、あるいは公開空地というような可能性もあるのかなと思うんですけども、民間事業者と連携したような何らかの方策、先ほどP a r k - P F Iの話も出ていましたけれども、なかなかそういった手も使いづらいということかなというふうに思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、いろいろな意味でなかなか厳しい状況なのかなとは思いますが、その一方で、新しく茅ヶ崎に入ってこようとされる方というのは、やはり自然環境のいい場所ということで都心から移ってこられると思いますので、市民の皆さんとうまく連携していくということが、先ほど委員の皆さんからもたくさん御意見いただいたように、情報提供を含め重要なのかなというふうに私も思ったところです。ありがとうございます。

そうしましたら、2番目の議題については以上とさせていただいて、3番目、その他は何かございますか。

○事務局

その他の議題としまして、次回の審議会の予定ですが、緑のまちづくり基金条例の改正のスケジュールでもお話ししたとおり、次回の審議会は来年の3月頃に予定してございます。日程の確定はまだ先でございますけれども、そういったスケジュールでやらせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○一ノ瀬会長

次回については、多分、こういったオンライン形式でということですか。

○事務局

恐らくは、コロナの状況にもよるのですけれども、オンライン形式で行う予定であります。以上です。

○一ノ瀬会長

分かりました。それでは、委員の皆さんからも特にございませつか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして本日の議題は終了しました。委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございます。

以上をもちまして、令和3年度第1回茅ヶ崎市みどり審議会を終了いたします。

そうしましたら、事務局のほうにお返しします。

○事務局

どうもありがとうございました。本日、会議録の確認等につきましては、皆様個別にメール等でお送りしまして、内容を確認していただければと思いますので、また今後も引き続きよろしくお願い致します。それでは、Zoomからご退出ください。ありがとうございました。